

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改
正する条例案要綱

1 改正の理由

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）および排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、その許容限度が改められたことを踏まえ、同条第3項の規定に基づき当該排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上のせ排水基準」という。）についても同様に改めるため、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 上のせ排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に改めるとともに、その許容限度を改めることとします。（別表第2関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例等の改正の概要

- 滋賀県では、水質汚濁防止法の排水基準よりも厳しい排水基準を設定するとともに、
法の規制対象とならない事業場に対しても排水基準を定めている。
- 令和6年1月、水質汚濁防止法の一律排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に、その許容限度が現行の3,000 個/cm³に相当する大腸菌数800 CFU/mLに改正された【令和7年4月1日施行】。
- 令和6年5月10日付けの環境審議会会長から滋賀県知事への答申を踏まえ、法と同様に排水基準項目および許容限度を見直すための条例および規則改正を行う【令和7年4月1日施行】。

表 排水基準項目および許容限度の改正案

	現行	見直し案	備考
【参考】水質汚濁防止法 (令和6年1月公布済)	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ (図のA, B, C)	大腸菌数 800 CFU/mL (図のA)	日平均排水量50m ³ 以上の水濁法特定事業場に適用
上乗せ排水基準 (上乗せ条例※1)	同上	同上	日平均排水量10m ³ 以上の水濁法特定事業場に適用
条例規則の排水基準 (公害防止条例施行規則※2)	同上	同上	日平均排水量10m ³ 以上の県条例※3の特定事業場（横出し特定事業場）に適用

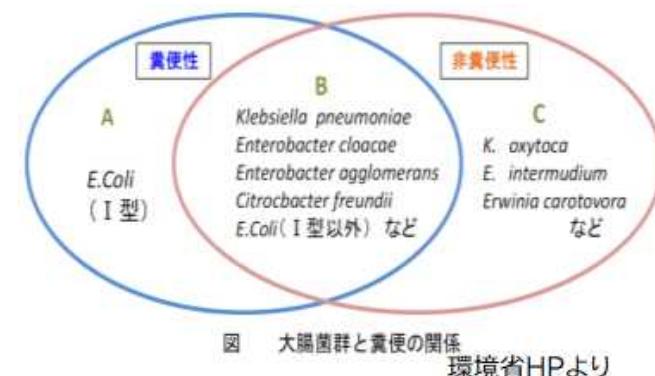
※1：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）

※2：滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）

※3：滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）

【参考】大腸菌群数から大腸菌数に基準項目が改正された経緯

- ・基準設定当時の培養技術では、**大腸菌**のみを検出する技術がなく、**大腸菌**に代えて**大腸菌群**を検出する方法が糞便汚染の指標として用いられてきた。
- ・**大腸菌群**の測定方法は、**大腸菌**（A）検出を目的とするものの、糞便以外（土壤等）に分布する菌種（B）や非糞便性の菌種（C）も検出されるため、糞便汚染を的確に捉えていないという問題点があった。
- ・**大腸菌**（A）の簡便な検査技術が確立されたことから、より糞便汚染に対する指標性の高い指標に改正された（令和4年4月に水質環境基準が改正）。



議第 号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三月 大造

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第
58号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表および第2項の表中

「
大腸菌群
数
」
を
「
大腸菌数
」
に、「3,000」を「800」

〔単位1立
方センチメート
ルにつき個〕

〔単位1ミリ
リットルにつ
きコロニー形
成単位〕

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表第1 省略			別表第1 省略		
別表第2 生活環境項目（窒素および燐を除く。）に係る上のせ排水基準			別表第2 生活環境項目（窒素および燐を除く。）に係る上のせ排水基準		
1 既設の特定事業場に係る上のせ排水基準	区分	項目および許容限度 1日の平均的な 排出水の総量	省略	大腸菌群数 〔単位 1 立方 センチメートルにつき個〕	省略
製造業	省略	省略	省略	3,000	800
その他の業種等	省略	省略	省略		
備考 省略			備考 省略		

2 新設の特定事業場に係る上のせ排水基準

区分		項目および許容限度 1日の平均的な 排出水の総量	省略	大腸菌群数 <u>(単位 1 立方 センメートルにつき個)</u>
製造業	省略	省略	省略	
その他の業種等	省略	省略		<u>3,000</u>

備考 省略

別表第3 省略

2 新設の特定事業場に係る上のせ排水基準

区分		項目および許容限度 1日の平均的な 排出水の総量	省略	大腸菌数 <u>(単位 1 ミリッ トルにつきコロ ニー形成単位)</u>
製造業	省略	省略	省略	
その他の業種等	省略	省略		<u>800</u>

備考 省略

別表第3 省略

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の趣旨

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）および排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、その許容限度が改められたことを踏まえ、同条第3項の規定に基づき当該排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）についても同様に改めるため、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）の一部を改正します。

2 県民政策コメント等の実施結果

- 令和6年7月9日（火）から令和6年8月8日（木）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき県民等からの意見・情報の募集を行うとともに、県内市町に情報提供を行い、意見・情報の提出を求めたところ、結果は次のとおりでした。

県民等からの意見・情報	2件
市町からの意見・情報	0件

- これらの意見・情報に対する県の考え方を、別紙のとおり取りまとめました。なお、取りまとめに当たり、趣旨を損なわない範囲で意見・情報の内容を要約しています。

3 今後の予定

- 令和6年9月18日　　条例改正議案を9月定例会議に提出
令和7年4月1日　　改正条例施行

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱 および滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(案) に提出された意見・情報ならびに県の考え方

実施期間：令和6年7月9日(火)から令和6年8月8日(木)まで

意見等の件数：2人から計2件

No.	御意見等(要約)	県の考え方
1	○上乗せ条例等の改正が行われないと、大腸菌群数と大腸菌数の両方が規制項目となり、工場の排水管理の現場に混乱が生じるため、法施行のタイミングに合わせて確実に上乗せ条例等も改正いただきたい。	○改正法の施行に合わせて改正条例等の施行ができるよう手続きを進めてまいります。
2	○単に改正内容を示すのではなく、どういう根拠や分析、解析によってその数値としたのか数値で科学的根拠に基づいた資料を公開していただきたい。 書類の書き方について、下線を引くだけでなく、色を変える等し、改正内容を分かりやすくしていただきたい。	○大腸菌数の許容限度設定の根拠等については、環境省により検討され、令和5年11月7日開催の中央環境審議会水環境・土壤農薬部会(第11回)の資料1-2として公開されておりますので参考にしてください。